

横手市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から健全化判断比率と資金不足比率を、市議会への報告を経て市民の皆様に公表することになりました。

横手市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の定める基準を下回っています。

しかしながら、平成21年度以降に学校統合事業、ごみ処理施設建設等の大型事業の計画があり、多額の市債借入が予定されているため横手市の財政が厳しい状況であることには変わりなく、今後とも将来を見据えた持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

◎平成19年度 財政健全化判断比率

(単位:%)

区分	横手市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.80	20.00
連結実質赤字比率	—	16.80	40.00
実質公債費比率	19.5	25.0	35.0
将来負担比率	136.5	350.0	基準なし

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため「—」と表示しています。

◎平成19年度 資金不足比率

(単位:%)

特別会計名	横手市	経営健全化基準
市営温泉施設特別会計	—	いずれの会計も20%
平鹿地域簡易水道事業特別会計	—	
雄物川地域簡易水道事業特別会計	—	
大森地域簡易水道事業特別会計	—	
十文字地域簡易水道事業特別会計	—	
山内地域簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
集落排水事業特別会計	—	
浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	
病院事業会計	—	
水道事業会計	—	

※いずれの会計も資金不足が生じていないため「—」と表示しています。

【用語の説明】

財政健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率のこと
資金不足比率	病院や水道、温泉などの公営企業における資金の不足額の割合
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模
実質赤字比率	普通会計の標準財政規模に占める赤字の割合(黒字の場合は比率なし)
連結実質赤字比率	普通会計と特別会計の標準財政規模に占める赤字合計の割合(黒字の場合は比率なし)
実質公債費比率	標準財政規模に占める市が負担する起債償還金(企業会計や一部事務組合を含みます。)の割合。市の収入のうち借金の返済に充てた割合
将来負担比率	標準財政規模に占める市が負担する地方債現在高(企業会計や一部事務組合を含みます)、債務負担額、退職引金当額、土地開発公社への負担見込額等将来確実に支出される金額の合計の割合。 市の借金等が収入の何年分になるかを示します。

早期健全化基準	4つの比率のうち一つでもこの基準以上になると、財政健全化計画を定めて自主的に健全化に取り組まなければなりません。
財政再生基準	4つの比率のうち一つでもこの基準以上になると、財政再生計画を定めて国の関与のもとで財政の再生に取り組まなければなりません。
経営健全化基準	この数値を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を定めて健全化に取り組まなければなりません。

横手市健全化判断比率及び資金不足比率の対象について

			①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債 費比率	④将来負担 比率	⑤資金不足 比率
一般会計	一般会計	一般会計	↑ ↓	↑	↑	↑	
	普通会計 (一般会計等)	障害者支援施設特別会計 土地区画整理事業特別会計 前郷墓園造成事業特別会計					
	特別会計	国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 地域包括支援センター事業特別会計 特別養護老人ホーム特別会計 介護老人保健施設特別会計 居宅介護支援事業特別会計 指定通所介護事業特別会計					
	うち 公営企業 会計	公営事業 会計		↓	↓	↓	↓
		市営温泉施設特別会計 平鹿地域簡易水道事業特別会計 雄物川地域簡易水道事業特別会計 大森地域簡易水道事業特別会計 十文字地域簡易水道事業特別会計 山内地域簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 集落排水事業特別会計 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 病院事業会計 水道事業会計					↓
	一部事務組合・広域連合	秋田県市町村総合事務組合 秋田県市町村会館管理組合 秋田県後期高齢者医療広域連合事業組合					
	地方公社・第3セクター等	横手市土地開発公社 タウンリノベーションよこて(株) (財)横手市みどり公社 (株)横手産業支援センター (株)増田町物産流通センター (株)天下森振興公社 (株)山内村観光振興公社 (株)ウッディさんない (株)大雄振興公社 (財)横手市大雄堆肥供給公社 (財)大雄学校給食協会				↓	